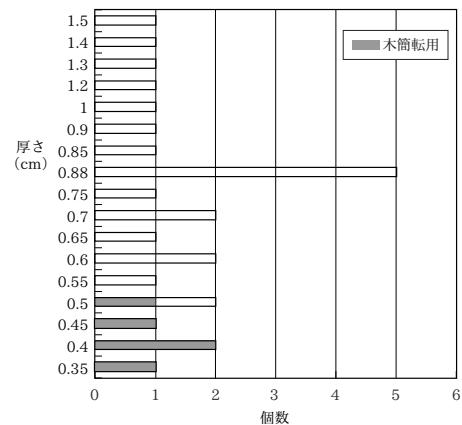


4 琴柱について (第42図)

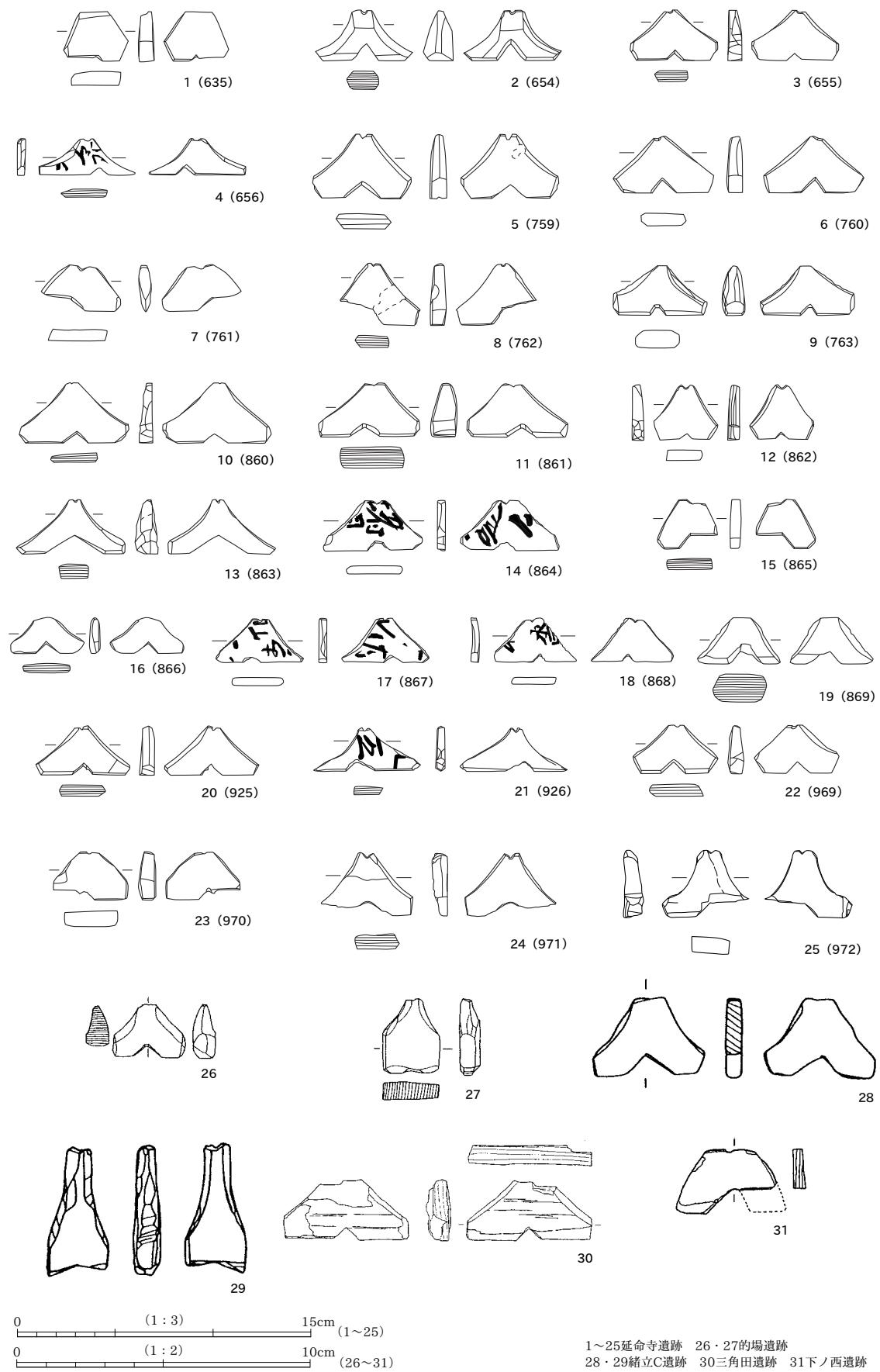
延命寺遺跡からは25点の琴柱が出土した。出土した遺構はSD1065(3点)、SD1700(5点)、SK1698(10点)、P610(2点)、P1528(1点)で、このほかの4点は包含層出土である。SB007に関連するSD1065、SD1700、SK1698から18点出土している。またP1528はSB002の柱穴である。これらの琴柱は、共伴遺物や出土した遺構の年代、自然科学分析の結果(第VI章1参照)などから奈良時代(8世紀中葉)の所産と考えられる。新潟県内で琴柱が出土した遺跡は、延命寺遺跡のほか、新潟市的場遺跡[小池・藤塚ほか1993]、新潟市緒立C遺跡[渡辺ほか1994]、燕市三角田遺跡[松島2001]が挙げられ、長岡市下ノ西遺跡[田中2003]では琴柱形が1点出土した。的場遺跡では湿地Aから2点、緒立C遺跡では包含層から2点、三角田遺跡ではSB3'の柱穴(P218)から1点出土した。以下では延命寺遺跡から出土した琴柱の特徴を確認し、そこから派生する問題を検討したい。

最初に形態について見てみる。琴柱の分類については第V章1D1)で述べた。その分類ではA1類17点、A2類1点、A3類2点、B1類4点、B3類1点で、平面が六角形で、弦承けのあるA1類が主体となる。弦承けの有無についてみると、弦承けのある1類は21点、弦承けのない2類は1点で、弦承けのあるものが主体となる。すなわち延命寺遺跡出土の琴柱は平面形を六角形とし、弦承けを設けるという一定の企画のもとに製作されたと理解できるが、そのシルエットはさまざまである。また延命寺遺跡では27・29のように極端な縦長の琴柱は確認できない。脚部の有無については、いずれも底面に切れ込みを入れて脚部を作出しているが、その形態はさまざまである。切れ込みの深さも1のようにごく浅いものから、13のように深いものまで認められ、脚部の作出の仕方も粗雑なものと丁寧なものがある。脚部の切れ込みも平面形の中心に位置しないものがあり(4・7・11・17・18・21)、木簡転用琴柱に多い。

次に琴柱の法量のうち、厚さに注目する。琴柱の厚さは0.35~1.5cmまで認められる。このうち、厚さ0.35~0.45cmの琴柱は木簡を転用したもので、木簡の厚さに規制される。そこで木簡転用の琴柱(4・14・17・18)を除くと、厚さは0.5~1.5cmの範囲に収まり、0.8cmのものが5点と数が多い(第40図)。的場遺跡の琴柱の厚さは0.9cmと1.1cm、緒立C遺跡では0.6cmと0.9cm、三角田遺跡では0.8cm、下ノ西遺跡では0.4cmである(実測図から計測)。資料が少ないものの、的場遺跡の琴柱は延命寺遺跡のものと比べやや厚めで、緒立C遺跡・三角田遺跡のものはほぼ同じという傾向が看取できる。下ノ西遺跡の琴柱形は薄く、延命寺遺跡の木簡転用琴柱にちかい。また古墳時代後期(6世紀前半)の事例ではあるが、滋賀県服部遺跡では4点の琴柱と琴が共伴して建材類に引っかかるような状態で方形周溝状遺構から出土している[大橋・谷口1984]。マウンド上の建物内に安置された琴が建物の倒壊によって、周溝内に転落した可能性を指摘する。やや特殊な事例ではあるが、この出土状況から琴柱は実用品と判断できると考えられる。そこでこの4点の琴柱の厚さを確認すると、0.7cmのものが1点、0.9cmのものが1点、1cmのものが2点で、延命寺遺跡で多い0.8cmの厚さと近似する。形態も4



第41図 延命寺遺跡出土の琴柱の厚さ



第42図 新潟県内の琴柱・琴柱形（各報告書から一部改変のうえ掲載）

点とも、平面形を六角形とし、弦承けを設けるタイプ（延命寺遺跡A1類）である。脚部については、ゆるく弧状に作出するものが1点で、残りの3点は作出せず、平坦のままである。

形態的な特徴を確認したので、次にこれらの琴柱が実用品か非実用品（祭祀具）かについて触れておく。延命寺遺跡では琴柱が出土しているにもかかわらず、琴は出土していない。的場遺跡などでも同様で、古代の遺跡から琴柱は出土するものの琴は出土しない事例が多いという傾向は、すでに指摘されている〔伊藤2002・2004など〕。県内での琴の出土例としては、刈羽村西谷遺跡が挙げられるものの、それ以外の出土例は確認できない。西谷遺跡の琴は弥生時代後期～古墳時代前期の所産で、槽作りである〔田海1988〕。琴柱の実用性を疑わせる根拠として、弦をのせる切れ込み（弦承け）の有無、琴柱の厚さなどが指摘されている〔金子1980・伊藤2004〕。延命寺遺跡出土事例では、弦承けのあるものがほとんどで、厚さも0.8cm前後のものは実用品（服部遺跡事例）と遜色はない。また琴柱が多く出土したSK1698、SD1700は周辺の建物の廃棄場と考えられ、SD1065はSB007の周溝である。SK1698、SD1700からは舟形（758）や斎串（858・859）など祭祀具も出土しているが、土器や祭祀具以外の木製品の方が出土量は多い。祭祀具がまとまって廃棄されているSK26とは様相が異なり、共伴する遺物から琴柱を非実用品（祭祀具）と判断することは難しい。

以上のように、延命寺遺跡出土の琴柱のうち主体となるもの（弦承けがあり、0.8cm前後の厚さのもの）が非実用品として評価できる積極的な要素は少ない。また前述のように、厚さが薄い琴柱では木簡転用品（4・14・17・18）の比率が明らかに高く、両者の関連性がうかがえる。そして、木簡転用琴柱の厚さは木簡のそれに規制されることになるので、木簡から琴柱を製作する時点で厚さのことは製作者の思考には入っていないことになる。その結果琴柱が完成した時に、実用に耐えられない厚さの琴柱でも問題がないとすれば、そこに琴柱の非実用品としての側面が見出せる。弦承けがあり、厚さが0.8cm前後の琴柱は実用品として使用することが可能であろうが、木簡を転用するような厚さの薄いものは非実用品の可能性を考慮に入れる必要がある。

5 木製祭祀具について

木製祭祀具は7世紀後半の天武・持統朝を境に種類に変化が見られる。その1つに人形・馬形などの新たな木製祭祀具の出現が挙げられ、特に人形は中国の道教思想に起源をもつとされる。これら新しい木製祭祀具の成立時期である7世紀後半は律令体制が整備されていく時期にあたる。8世紀初頭に完成する『大宝令』の「神祇式」は国家により執り行われる祭祀を規定しており、その祭祀は一般に律令的祭祀と呼ばれている。木製祭祀具の天武・持統朝期における変化は、律令的祭祀を体系化する際に中国から新たな祭祀具を導入すると同時に、既存の祭祀具を取り込み、再編成したためと考えられている〔金子1980〕。

新潟県では弥生時代（平田遺跡など）～中世（寺前遺跡など）の遺跡で木製祭祀具が出土している。第43・44図、第25表に奈良・平安時代の木製祭祀具を各報告書から掲載する。なお掲載に当たっては、時期がある程度限定できる遺構出土の資料を中心に掲載するよう努めたが、そのような資料は少ないため、河川跡出土、包含層出土のものも掲載した。また1遺跡から同時期で同種の資料が複数出土している場合は、遺存状況の良いものを選出し、同一遺跡であっても時期が異なる遺構から出土している場合は分けて掲載した。時期を限定できる資料は少ないが、以下では木製祭祀具の変遷を中心に概要を記すことにする。